

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第28回）
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第25回）
合同会合 議事概要

1. 日 時：令和6年8月7日（水）10時00分～12時00分

2. 場 所：オンライン

3. 出席者

＜検証・検討会議構成員＞

舟田座長、石岡構成員、上杉構成員、内山構成員、小塚構成員、音構成員、酒井構成員、長谷河構成員、林構成員

＜検証・検討会議オブザーバー＞

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課、中小企業庁事業環境部取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

＜ワーキンググループ構成員等＞

舟田主任（兼任）、内山構成員（兼任）、音構成員（兼任）、遠藤構成員（全国地域映像団体協議会）、岡本構成員（日本放送協会）、金井構成員（フジテレビ）、久保田構成員（日本ケーブルテレビ連盟）、佐々木構成員（日本テレビ）、武井構成員（民間放送連盟）、猪谷構成員（TBS）、告坂構成員（日本動画協会）、野瀬構成員（テレビ朝日）、野田構成員（テレビ東京）、松村構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、山口構成員（衛星放送協会）、山田構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）

＜総務省＞

豊嶋情報流通行政局長、赤阪大臣官房審議官（情報流通行政局担当）、飯倉情報流通行政局総務課長、飯村情報流通行政局情報通信作品振興課長、植村情報流通行政局情報通信作品振興課課長補佐

4. 議題

- （1）価格交渉促進月間（2024年3月）フォローアップ調査結果等について
- （2）ガイドラインの改訂案について
- （3）その他

5. 構成員等からの主な意見

（著作権の帰属について）

- 著作権の帰属等の考え方を整理した一覧表（以下「一覧表」）の注釈1「製作会社が放送局に著作権を譲渡する場合には、放送局は十分協議を行った上で適正な著作権譲渡の対価を決定する必要がある。」の「著作権譲渡の対価」のあとに、「等」を追加していただきたい。「等」に含まれる協議事項として想定しているのは、製作会社の寄与度に応じた二次利用収益の配分と著作権の共有の割合など。「著作権の譲渡」といっても、100%を譲渡するとは限らず、部分的に譲渡をするようなケースもある。

- 一覧表の類型⑤について、「発意と責任」が放送局と番組製作会社双方にあるにも関わらず、契約形態の種別が「局製作番組」となっている点に違和感がある。前回会合で、類型⑤の種別を「共同製作番組」としていたが、「共同製作」の定義が明確でない、共同出資のスキームが想起されるなどの意見があったことを踏まえ、今回「局製作番組」となっているものだと思うので、改めて「衣」がついていない「共同制作番組」とすることを提案する。
- この一覧表は、著作権の帰属の考え方をあくまで一般的・概括的に整理するものであって、必ずしもすべての取引を当てはめるものではない。局製作番組であっても、製作の実態に即した契約を締結することが望ましいという趣旨はガイドライン本文にも記載されているので、類型⑤の種別を「共同制作番組」とする案には反対。
- 契約形態の種別の名称については、「共同製作（制作）番組」の定義について放送局や番組製作会社の間でも認識に乖離がある状況を一覧表に落とし込もうとすると、サブカテゴリや注釈が増えて表が分かりにくくなるのではないか。実際の取引において協議が行われることが重要であり、名称については引き続き検討課題としつつも、今回は事務局案で問題ない。
- 表はあくまで表であって、これを手掛かりに協議をすることが重要。「局製作番組」などの用語について引き続き検討は必要だが、次回以降のガイドラインの改訂において、議論ができるといい。
- 「局製作」ということばの受取方が、各者で異なっている状況が問題の背景にあると認識。「製作」と「制作」の使い分けの整理をこれから行って、放送局と製作会社で認識を共有できるかどうか。できなければ、議論をまとめることはできない。また、類型⑤について「中間的な形態」である旨注意書きを加える方法もあるかもしれないが、それも難しいようなら、今回の改訂では事務局案で進め、次回以降検討を継続していくしかないのではないか。
- 契約形態の種別について、新しい取引を作ることが理想かもしれないが、実行するとなると、例えば権利処理の関係では他の関係者との関係をどうなるか、なども考える必要があり、手間はかかるが実務ベースで検討することが重要。今回の改訂については一旦取りまとめた上で、今後も検討を進めていただきたい。
- 「製作」は資金を出していること、「制作」は創作することという暗黙の前提で使い分けされているかと思うので、「局製作」ではなく「局が主たる出資者」ということを書くという解決もありうるのではないか。
- 放送局と製作会社のそれぞれの役割を、十分にお互いを尊重して協議することが大事。これまで検証・検討会議は一步一步ステップを積んできた経緯があるので、今回は事務局案の形で整理をして、「十分に協議」することを大事にしていきたい。
- 今回、著作権の帰属について新しい形を認識したというのは非常に大きな出来事だと思う。

（就業環境の適正化について）

- 事例が追加されてより分かりやすくなった。このガイドラインを踏まえて、発注者・受注者間でガイドラインに記載されている問題意識をしっかりと共有して、日頃から就業環境の適正化に

向けた協議、あるいは風通しのよい職場環境の整備に努めていただきたい。

- 就業環境の適正化について、こういう問題があるということを今回ガイドラインで取り上げることができたことは大変よいこと。過去の回でフリーランス・トラブル110番の事例なども伺ったが、そういった事例の解決のためにも、業界全体でも適正化に取り組んでいただきたい。

(その他)

- ガイドラインのフォントについて、最近ではウェブ上で見ることも一般的になってきていると思う。フォントによって読み手の理解度が異なるという研究もあるので、見直すことも検討してみしてほしい。
- これまでは放送局と番組製作会社の関係を優先して見てきたと思うが、今後は、製作会社間の取引についても見ていくべきと考えるので、今後の検討課題としていただきたい。

以上